

前回委員会からの修正箇所について

資料 1

■第10回委員会での指摘と修正等の対応

No.	意見要約	修正等の対応	該当ページ
1	危険木がある場所は、安全確保のため、計画期間に関わらず、早期に植生修景に着手する必要がある。	安全確保のための伐採は特に優先度が高い旨を優先度決定基準のところに記載しました。また、優先度が高いものは令和4年度および令和5年度に実施する旨を事業スケジュール上で明記しました。	35, 43
2	史跡範囲内の草本調査は約30年間実施されていないため、御裏林に隣接するエリアについて必要な調査を実施するとよい。	植生修景の進め方に、必要に応じて草本等の植生調査を行うことを記載しました。また、天然記念物青葉山に隣接する登城路整備ゾーンの留意事項として、整備に伴って必要に応じて調査が必要である旨を記載しました。	35, 41
3	竹林の伐採で発生した竹は七夕まつりの材料等に活用できるとよい。また、竹林に限らず伐採材は再利用に取り組み、市民へのアピールにつなげてほしい。	竹に限らず、伐採材の利活用について検討する旨を記載しました。	36
4	第一次植生修景以降に続く、第二次、第三次植生修景についても、まとまった段階で、委員会に審議するということがよいか。	年度ごとの計画を検討し、適宜委員会に諮るものとしています。また、その旨を本文に記載しました。	4
5	第3章第3項(2)爬虫類・両生類（中間案26ページ）の記述において、文章表現が分かりにくい部分があり、修正が必要である。	ご意見を踏まえ文章表現を修正しました。	21, 22
6	伐採後は根株が残置されるため、萌芽林となり、再び樹木が繁茂することが予想される。この再繁茂した植生に対する計画は組み込まれているか。	維持管理の中で定期点検および除草等を行い、樹林化を防ぐ旨を記載しました。	36, 各ゾーンのカルテ
7	計画の維持管理の中の植栽は含めているか。	令和4年度植生修景の中で実施の予定はありませんが、史跡整備を進めながら、各種調査を行い、必要があれば植栽も行います。植栽の対象となるものについても記載しています。	36
8	植生修景整備の伐採について、伐採木をどのようにして選定するか。伐採しすぎる危険性はないのか。	優先度の基準に基づいて、各種調査を行い伐採対象を選定する旨を記載しました。	35

■植生修景計画中間案からの修正箇所（軽微なものを除く）

No.	修正内容	該当ページ
1	本文構成を変更し、内容を再整理しました。	
2	基本方針を再整理しました。整備基本計画の基本理念に基づいて、植生修景計画の基本方針を定めました。	32
3	ゾーニングから整備区域を除外し、ゾーンと植生修景エリアのみに直しました。	33
4	第1次植生修景を令和4年度植生修景事業プランとし、本文の章立てに組み込まずに別紙としました。	45以降